

「国家神道」と地域社会（仮）

——歴史学の立場から——

上越教育大学 畑上直樹

戦後日本社会における神社をめぐる政教分離訴訟では、社会基底部を構成している自治会のような存在と神社の関係も問題となった。本発表は、その関係に日本国憲法の政教分離・信教の自由をよりどころに異議を申し立てた側に対する、当時の自治会長の説得の論理や市長の言い分が、（占領期の神道指令で制度的に解体された）「国家神道」の時代といわれる戦前期にすぐれて社会的に構築されてきた歴史的産物という性格をもっていることを、近年の「国家神道」研究の成果から、とりわけ発表者がとりくんできた歴史学・日本近現代地域社会史による分析結果をもとに示し、テーマである「戦後日本社会と「国家神道なるもの」」に議論の素材を提供しようとするものである。

冒頭にのべたような問題では、自治会の地元神社祭典主催へのある自治会構成員の異議申し立てに対し、個人としていかなる宗教を信仰しようとも自由だが、それは「土地（町内）の公の宗教」とは別の問題であると自治会長から説得されたり、その後、同じ自治会構成員が自治会を脱会、行政サービス享受に困難を來したことに対する市への異議申し立てには、神社は宗教ではない、「日本人」の共通のふるさとで、自治会と神社の関係を理由に自治会を脱会するような人は、その人自身に問題があるので、などと市長が発言したとされる例がしられている。本発表では、こうした主張が、戦前日本特有の宗教の制度や行政を前提にしつつも、社会的に形成されていったものであることについて、近年の研究動向もふまえつつ、筆者が研究上注目してきた、地域神社の神職や中央の神社界での主張、中央地方での神社行政にかかわる官僚の発言はもちろん、社会の様々な担い手の主張を具体的な史料として提示し、それを見てがかりに見取り図を示す予定である。

分析の結果として、戦後の自治会長や市長の言い分の起源となるような主張は、意外なことに、大日本帝国憲法によって日本での政教分離や信教の自由のあり方を確定した明治政府が神社神道を「非宗教」と位置づけ神社を国民教化マシンとしたこと、それ自体にストレートなかたちでは求められないことが明らかになるだろう。その際、問題のポイントは、特に二〇世紀にはいった時期の日本社会における、上記の神社「非宗教」をベースとする政策展開に対しての、社会の担い手たちの反応のありかたにこそ求められることになる。そこでは、政府の公式的立場とは根本的に異なる前提のもとで、しかしそれゆえにこそかえって社会の側で政策が積極的にうけとめられ、1920年代後半から戦時期にかけては、政府の方針もこれと無関係であるとは必ずしもいえなくなってくる過程が描かれるだろう。そして本発表では、こうした過程にこそ、戦後の自治会長や市長の言い分にストレートにつながっていく主張の起源を見いだすことになるだろう。

文献

- 畠上直樹, 2009, 『「村の鎮守」と戦前日本: 「国家神道」の地域社会史』有志舎。
——, 2012, 「帰一協会と二〇世紀初頭の神社界」『渋沢研究』24.
溝口 正, 1975, 『自治会と神社: 「町のヤスクニ」を糺す』すぐ書房.